

2024年8月26日

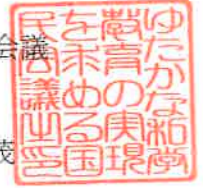
立憲民主党

代表 泉 健太 様

ゆたかな私学教育の実現を求める国民会議

日本私立学校教職員組合

中央執行委員長 村 田 茂



ゆたかな私学教育を求める私学助成に関する要請書

貴職におかれましては国政の場におけるご尽力に敬意を表します。

私立学校に在籍する児童生徒学生数の割合は、幼稚園では86.8%、高等学校では33.6% (約101万人)、専修学校では96.2%、短期大学では94.8%、大学では74.0%を占めています。このように私立学校は、公教育の中で重要な役割を果たしています。また、高等学校はすでに中学校卒業者のほぼ全て(約99%)が進学する教育機関となっています。

2010年度に創設された高等学校等就学支援金制度は、紆余曲折を経て、2020年度からは年収590万円めやすまでの世帯に一律39万6,000円の就学支援金が支給されるようになりました。しかし、公立高校では年収910万円めやすまでの世帯に授業料年額にあたる11万8,800円が支給されており、授業料実質無償化が実現しているのに対し、私立高校については、授業料全国平均を勘案した額の支援金の支給ができるよう国から都道府県に資金交付が行われているのであり、その後の授業料引き上げや授業料以外の納付金・学習費、都道府県による授業料補助額の違い等から、公私間格差、都道府県間格差は解消に至らず、私立高校の授業料が実質無償化したとは到底言えません。

また2019年度に、高等教育の授業料減免および給付型奨学金制度の拡充が行われましたが、学費負担者には所得要件、学生には学習状況の要件、大学等には運営や教学に関わる要件が課され、「勉学を希望する若者が経済的理由でその機会を失うことがない」施策になっていると評価することはできません。

私立幼小中高に対する経常的経費の公費助成は、都道府県による助成を国が支援する仕組みになっています。しかし、国庫補助金と地方交付税交付金が都道府県財源の大部分を占め、経常経費補助金は私立学校の財政的な基盤である実態から、私学助成拡充は今後も国の責任でとりくまれるべき重要な施策です。毎年一定程度、1人あたり単価は増額されているとはいえ、長引く円安による物価上昇は経常経費の増大を招き、非営利業種である学校は授業料等への転嫁も難しく、私学経営は窮地に立たされています。よって国として安定的に教育現場を支える方策を示していただきたい。

今年度より東京都と大阪府は公私立高校の授業料の完全無償化を実施しました。しかし、同じ高校に通っていても、住民票のあるところで授業料負担が大きく異なる事態を引き起こし、混乱が起きています。高校授業料に限らず、給食費や医療費等の負担についても自治体間の格差が増大しています。憲法によって保障された教育を受ける権利と法の下での平等から照らして、こうした取り扱いには疑問が残ります。教育の地方自治は尊重しますが、経済的な基盤を政策の道具にすることには賛同できません。どこに居住していても同等の行政サービスが享受されるよう抜本的な対策が講じられることを期待します。

以上の趣旨により、私学教育の重要性にかんがみ、下記事項の実現にご尽力いただきますよう要請をいたします。

記

1. 社会全体でこども・子育てを支える社会の構築や全てのこどもがチャンスを得られる教育制度の確保は私立学校を抜きにしては成り立たないことを確認し、幼稚園から大学までの教育条件の維持向上及び学費負担の軽減に資するため、経常費助成等国庫補助をはじめとする私学助成予算を拡充すること。
2. 高等学校等就学支援金制度については、教育費負担軽減の観点から、支給上限額の引き上げ、受給資格要件の緩和を図ること。
3. 私立大学経常費補助金(一般補助)における「教育の質に関わる客観的指標」による配分の増減を廃止すること。
4. すべての生徒および学生に対して、高等教育を受ける機会を保障するため、日本学生支援機構奨学金は給付型を原則とすること。当面、貸与型奨学金はすべて無利子とし、第一種奨学金(無利子)の予算枠を広げ、貸与基準を緩和すること。経済的理由等により返還困難となっている者に対する救済措置を拡充する等、返済制度を改善すること。
給付型奨学金・授業料減免(高等教育の修学支援新制度)については、中間層への支援を一層拡大するとともに、個人要件・機関要件の見直しなど、制度改善を行うこと。
5. 家計急変世帯に対する高校生等奨学給付金、高等教育修学支援の特例を継続すること。
6. 私立小中学校等の家計急変世帯への授業料減免支援補助については、入学後に発生した家計急変に限定するのではなく、私立小中学校に子どもを通わせる世帯の授業料負担軽減の支援策として拡充すること。
7. 私立学校施設整備費補助金を増額すること。私立学校において、国家プロジェクトであるGIGAスクール構想の実現を図るため、「1人1台端末」と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するための新たな助成の枠組みをつくること。端末の更新支援については継続し拡充すること。あわせて、自宅学習に要する通信機器の貸与、通信費の支給ができるような新たな事業を立ち上げること。
8. 障害者差別解消法により合理的配慮が義務化されたことから、障がいのある児童・生徒の受入に係る人的措置を含む環境整備を図ること。
9. 耐震化等促進事業については来年度以降も継続すること。また、非構造部分の耐震対策についても補助を継続すること。施設整備のために学校法人が私学事業団から融資を受ける際の利子助成については、一層の拡充を図ること。
10. 過疎地域の私立高校に対する過疎高等学校特別経費を継続拡充し、小規模校への助成の拡充を図ること。
11. 幼児教育の教育課題に対応した指導方法等を充実させ、幼小間連携を進めるため、少人数教育や2人担任制を推進するための補助事業を立ち上げるとともに、幼稚園等特別支援教育経費を増額すること。
12. 教職員の人材確保を求めるならば、日本学生支援機構の貸与型奨学金の返還免除を教職大学院修了者の大学院在籍時貸与分に限定することなく、より広く適用し、私学教職員の採用増を促す策を講じること。

以上